

令和2年度 第2回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和2年6月19日（金） 午後1時30分から午後3時45分まで

2 場 所

千葉県庁中庁舎 10階 大会議室

3 出席者

委 員：村上委員長、

井上委員、中井委員、齋藤委員、大瀧委員、近藤委員、松田委員、
高橋委員、八田委員、酒井委員、菊地委員、岡山委員、永村委員、
本間委員（14名）

事務局：環境生活部 森次長、石崎環境対策監

環境政策課 山縣副課長、坂元班長

眞田主査、加藤副主査、大貫副主査、水野副主査

傍聴人：なし

4 議 題

(1) 一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価準備書
について（答申案審議）

(2) その他

5 結果概要

(1) 一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価準備書
（答申案審議）

事務局から資料に基づき説明があり、審議が行われた。

(2) その他

特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

資料1 一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価
手続の状況等について

資料2 一般国道路464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価
準備書に対する意見

資料3 一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価
準備書に対する意見（答申案）

(1) 一般国道464号北千葉道路(市川市～船橋市)に係る環境影響評価準備書について(答申案審議)

○事務局説明

資料1により手続状況等の説明が行われた。また、資料2により準備書に対する委員、事務局、市長及び住民等からの意見の状況、資料3により、各意見を踏まえた答申案について説明が行われた。

○審議

(委員)

地下水は、事業区域周辺において重要な環境要素と認識され、市川市では市民あま水条例により保全が図られ、船橋市では生物多様性ふなばし戦略で、重要な水資源として位置付けられている。また、印旛沼流域水循環健全化会議においても、地下水涵養を周辺市町に奨励していることから、これらを踏まえ、地域特性として前文に記載すべきである。

(事務局)

地下水は、市の条例及び地域戦略により重要な水資源として位置付けられているほか、事業区域及びその周辺は印旛沼流域及び手賀沼流域にも位置し、地下水涵養など水循環の健全化に向けた取組が行われていることも踏まえて修正する。

(委員)

景観について、市長及び住民等から多数の意見が出ているにもかかわらず、それらの意見が資料3の1(2)ア及びイに包括されたことで、配慮すべき重要な事項であることが、都市計画決定権者に伝わらない。事業区域及びその周辺には、観光資源等の特徴ある景観資源はないが、事業特性上、生活景観の保全という観点も重要となるため、その内容を記載すべきである。

(事務局)

資料3に記載していないものの、一定の配慮を求める指導事項として、別途、都市計画決定権者に通知する。その際に、市長からいただいた意見も、併せて都市計画決定権者に通知する。答申案の前文に景観に係る内容を記載することで検討したいが、具体的な提案があれば、伺いたい。

(委員)

具体的な提案は検討する。景観を重要視する住民等が多数存在することが伝わるよう、記載されたい。

(委員)

資料3の2(4)エについて、意図は何か。

(事務局)

復水工法等の環境保全措置は、地下式の道路部の一部のみ実施するとされているが、地下式の道路部に隣接する地表式の道路部においても、地中連続壁を設置する計画となっており、地下式の道路部と同様に河川流量、地下水位及び地盤沈下への影響が懸念されることから、その区間も予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずるべきとの内容である。

(委員)

この文案では対応すべき内容が伝わらない上に、都市計画決定権者に都合の良い解釈をされる可能性があるため「地下式の道路部以外の区間において掘削工事等を行う場合は、その全域において」とするなど検討されたい。また、資料3の1(2)アも同様に、相手が説明を受けなければ、対応すべき内容が伝わらない。資料3の3について、資料3の1(2)及び(3)と同様に、住民等から多数の意見が出ていることを踏まえた意見とされたい。

(事務局)

意図が伝わるよう、表現を検討する。

(委員)

資料3の2(2)アについて、バックグラウンド濃度の再調査を求める意見と受け止められる可能性があるが、調査は公園等で行われ、計画道路上に等間隔で適切な位置に設定されている。公園等が調査地点とされていることから、道路の影響が考慮されていないと考えているのかもしれないが、バックグラウンド濃度の測定は調査期間が1週間かかり、その間、道路上に測定装置を設置し続けることは困難である。このため、周辺の自動車排出ガス測定局と値を比較するなど、バックグラウンド濃度の検証を求める内容に修正されたい。

(事務局)

予測に用いたバックグラウンド濃度の設定が、適切かどうか不明であるという前提の下、準備書では「特定の排出源による影響を受けない大気質濃度」と定義されており、何かしらの影響を除外して予測及び評価が行われている懸念があることから指摘すべき事項とした。

(委員)

準備書の記載内容が不適切なだけではないか。バックグラウンド濃度について、一般的に何かしらの影響を除外して調査結果を示すことはできない。また、予測に用いるバックグラウンド濃度には、自動車排出ガス測定局のデータを使用することもできるが、事業区域周辺に自動車排出ガス測定局がなく、適切な予測及び評価ができないため、バックグラウンド濃度が適切に設定されているかどうか検証させる意見にすべきである。

(事務局)

「適切なバックグラウンド濃度を設定の上」など、必ずしも再調査を求めるものではないことが伝わるような内容に修正する。

(委員)

既存道路の影響が考慮されているかどうか明らかになればよい。また、バックグラウンド濃度は、自動車の走行に係る影響のほか、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行にも関係することから、「自動車の走行に係る」を削除すべきである。

(事務局)

意見を踏まえ、検討する。

(委員)

資料3の2(4)について、構成が悪く、重複している内容もあることから、意図が伝わりづらい。住民等にも分かりやすくなるよう、構成を検討すべきである。

(事務局)

複数の環境要素に共通する事項はできる限り1つにまとめ、法令及び準備書の構成を踏まえ、並び順を整理している。また、調査、予測、評価、環境保全措置、事後調査の順に記載している。具体的な意見があれば、それを踏まえて整理したい。

(委員)

資料3の2(4)アについて、「できる限り定量的に予測及び評価」とされているが、「できる限り定量的かつ定性的に予測及び評価」に修正されたい。予測は定量的に行われるべきだが、具体化していない事業計画では、定量的な予測及び評価を行うことはできない。また、住民からすれば、例えば湧水が出なくなるかどうかなどが問題となるが、それは予測ができないため、現況と事後の調査を行い、その結果を公表することが重要である。

(事務局)

事後調査を求めるに当たっては、環境影響が著しいものとなるおそれがあるかどうか判断する必要があるが、その判断もできないような予測及び評価の結果となっていることから、事務局として苦慮している。

(委員)

資料3の2(4)アについて、水の濁りを適切な境界条件でシミュレーションを行い、定量的に予測を行うことはかなり困難であり、河川流量も同様に、設定条件によりシミュレーションの結果が変わってくるため、定量的に予測を行うことは困難であることから、事後調査を求めるべきである。また、地下水についても、境界条件を設定することはできない。特に国分川及び真間川の地質構造は具体的に明らかにされておらず、特殊な地質構造であることが想定される。その中で、国分川及び真間川を初めて横断する事業を実施するならば、事後調査を行うべきである。

(事務局)

事後調査を求める意見として整理する。

(委員)

資料3の2(5)ア、オについて、予測対象となる重要な動植物種及び注目種・群集は地域における希少性及び重要性等を踏まえ、客観的に予測及び評価すべきことを加えるべきである。

(事務局)

「地域における希少性及び重要性についても客観的に評価した上で」というような記載に修正することでよいか。

(委員)

問題ないが、資料3の2(5)オについては、生態系の観点から並び順を2(5)の最初にした方がよいのではないか。

(事務局)

他の委員の意見も伺いたい。

(委員)

他の図書ではどうか。

(事務局)

他の図書は把握していないが、法令等の並び順で整理すると、答申案の並び順となる。

(委員)

法令等の並び順で整理されている方が適切ではないか。

(委員)

法令等の並び順で整理することで異議はないか。

(委員)

異議なし。

(委員)

資料3の2(5)イについて、ツノハシバミ及びヤマブドウは国内外来種ではないのか。

(委員)

地理的に本来の分布範囲を逸脱しているとの意味での国内外来種ではないと思う。事業区域ではもともと出現頻度が低く、これまで確認されなかつただけではないか。

(委員)

環境監視の法制度上の位置付けは何か。事後調査と環境監視は法制度上、一体不可分ではないのか。

(事務局)

事後調査は、法令で定められた手続で、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることが大前提であり、かつ「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合」、「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合又は工事の実施中及び土地」、「工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合」、「代償措置について効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合」のいずれかの場合に行われるものであり、法令上、報告及び公表の対象となる。このため、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがない場合に事後調査を求めることは難しい。

一方、環境監視は、法令上の位置付けがなく任意の調査・測定等であり、一般的には事業者による自主的取組として行われているが、本事業ではそれが予定されていないため、必要な調査の実施を促す位置付けとなる。

(委員)

自動車の走行に係る大気質についても環境監視を行うべきである。環境監視を行わないならば、既存の自動車排出ガス測定で影響を確認すべきだが、事業区域に隣接する鎌ヶ谷市初富の自動車排出ガス測定が休止中になっており、測定を再開する予定はないのか。

(事務局)

県が設置している測定だが、測定を再開する予定はない。資料3に記載していないが、指導事項として、別途「予測の不確実性が大きいことから、既存道路の影響なども踏まえ、環境監視を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずること」といった内容で都市計画決定権者に通知することを考えている。

(委員)

事後調査は、準備書に記載されている動物、植物、生態系に加えて、建設機械の稼働に係る粉じん等、工事中及び供用後の地下水及び地盤沈下を求めることでよいか。

(事務局)

そのとおりである。予測において、最大15cmの地盤沈下が生じることから環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあり、かつ、「道路環境影響評価の技術手法」では環境保全措置の効果の程度を示すこととされているが、準備書では復水工法及び通水工法による効果の程度が示されていない。また、建設機械の稼働に係る粉じん等についても、散水による飛散防止効果はその方法によって大きく異なる。その他の項目についても、資料3の1(1)により事業計画が具体化した段階での予測・評価の結果に応じて事後調査の対象となる可能性がある。

(委員)

現段階では詳細な道路構造が決まっておらず、水環境及び地盤環境の事象も明らかでない中で予測が行われており、予測の不確実性が大きいことから、事後調査を求めることは、成立すると思われる。

(委員)

指導事項の内容はどうか。委員の意見等はどのように反映させるのか。

(事務局)

指導事項の内容は、後日何らかの方法でお示しするので、その際に確認いただきたい。

(委員)

事業区域の位置を黒塗りにした例は、これまで見たことがない。準備書の作成段階で、事務局と都市計画決定権者でやり取りはなかったのか。

(事務局)

図書全般については任意の相談を受けていたが、黒塗りの部分については相談を受けていない。望ましくないため、別途、指導事項として通知する。

(委員)

資料3の前段とも重複するが、地域住民等とのコミュニケーションの推進、関係市の意見、市川市のあま水条例、船橋市の生物多様性ふなばし戦略を十分に考慮するとともに、千葉県から通知する指導事項に従う旨を、資料3の3に追加すべきである。

(事務局)

資料3の3について、地域住民等とのコミュニケーションに関する事項、地域特有の配慮事項に目を向けるべきといった観点での追加を検討する。なお、指導事項は、資料3の内容とは別に通知する。

(委員)

資料3の2(3)について、一般の人がわかるようにASJ RTN-Modelの説明を補足すべきである。

(事務局)

準備書の作成者には伝わるが、客観的に内容が理解できるよう、ASJ RTN-Modelの内容や更新内容について少し補足する方向でよいか。

(委員)

あまり詳細に記載する必要はないが、最新のモデルで改めて予測及び評価すべきといった点も背景がわからないので、簡単に補足した方がよい。

(事務局)

意見を踏まえ、検討する。

(委員)

重要な点だと思うが、鎌ヶ谷市初富の自動車排出ガス測定はなぜ休止したのか。

(事務局)
確認する。

(委員)
本日の審議を踏まえ、事務局に修正案を作成してもらい、近日中に委員の御意見を伺うこととしたい。最終的には、委員長と副委員長が相談し、答申として取りまとめることでよろしいか。

(委員)
異議なし。

以上